

発議第 5 号

後期高齢者医療制度の実施を凍結するよう求める意見書について

後期高齢者医療制度の実施を凍結するよう求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成 19 年 12 月 1 日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 小林 あきろう

提出者 同 上 平田 研一

提案理由

地方自治法第 99 条の規定に基づき、関係行政庁に意見書を提出する必要があるので提案する。

後期高齢者医療制度の実施を凍結するよう求める意見書（案）

国は、後期高齢者医療制度の創設の目的を、現在の国民医療費の3分の1を占める高齢者の医療費が、平成37年には2分の1弱にまで膨らんでしまうと指摘し、その伸びを抑制して医療費を適正化するためとしている。医療費抑制を目的とした新たな制度に対し、地域住民や医療関係者からは、様々な不安の声が寄せられ、それは多数の声となりつつある。

保険財源の最低1割を負担することになっている後期高齢者本人の保険料や、一定所得以上の者の場合の3割負担を含めた窓口負担が、本当に無理のない負担なのか。

国の進める療養病床の廃止・削減、リハビリテーションに対する医療保険給付の日数制限等、あからさまな医療費抑制策が進められる中、やはり医療費適正化を目的に作られる後期高齢者医療制度で、十分な医療を保障しうるのか。

年金から天引きされる保険料が高額になるのではないかと、資格証明発行という未納に対する厳しいペナルティにより、受療権を侵害されるのではないかと。

あわせて医療者からは、安心して高齢者の方の医療に専念できる提供体制や診療報酬が保障されるのかとの声も出されている。

これらの広がる不安の声を反映し、実施準備の最終段階にありながら、政府・与党は、新たに保険料が発生する扶養者約200万人の保険料徴収について「凍結」を打ち出した。

しかし、その結果、実施に向けて準備を進めている広域連合の実務や住民への周知徹底には、大きな遅れが出ている。

このような状態のまま、来年4月からの実施にこだわれば、医療現場には混乱が引き起こされることは必至である。

以上の理由から、京都府後期高齢者医療広域連合議会は、京都府民の福祉と健康の増進義務を負う地方公共団体の本旨に立ち、国に対し、後期高齢者医療制度自体の実施を無期限凍結するよう求める。同時に国が高齢者医療制度のあるべき姿について、再検討するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年11月20日

内閣総理大臣

福田 康夫 殿

総務大臣

増田 寛也 殿

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

財務大臣

額賀 福志郎 殿